

税理士の久保です。情報マガジン7月号をお届けします。

Subject: 税理士の久保です。情報マガジン7月号をお届けします。

From: 久保 博 <hrokubo@kaikai-k.com>

Date: 2025/07/23 15:30

To: hrokubo@kaikai-k.com

2025.07.23



久保 博

久保会計・税務事務所「メールマガジン」

久保 博様

こんにちは。久保会計・税務事務所の久保博です。

マガジン令和7年7月号をお届けします。

いつもメルマガをお読みいただきありがとうございます。

酷暑が続いており、いよいよ本格的な夏本番です。

今月は1ページ目と3ページ目にある成年後見制度について少しお話をさせていただきます。

1ページ目の「数字でみる相続」によると成年後見申立件数が過去最多約4.2万人とあります。しかし、この成年後見制度には現在大きな問題があります。

すなわち、

(1)被後見人が「意思能力が不十分」と判断されると、日常生活にとどまらず、財産処分、契約、贈与といった重大な決定が全面的に後見人に委ねられます。(自己決定権の制約)

例：孫への学費贈与や寄付を望んでも、家庭裁判所の許可や後見人の判断により実現できない。⇒これは「本人の意思を尊重する」という制度の理念と現実が乖離している点です。

(2) いったん法定後見制度を利用すると、本人の回復があっても制度から「簡単に抜けられない」現実があります。

(制度の途中終了が困難)

(3) 成年後見人(特に弁護士・司法書士など専門職後見人)に対して、月1~2万円程度の報酬が家庭裁判所により認定され、本人の財産から支払われ続け、(費用負担の重さ)結果として、本人の生活費や老後資金が目減りする。そして、相続対策のための支出(贈与・資産移転)もできず、本人の「生前の思い」が実現されないケースも多い。

そこで、現在法務省ではつぎのような改正に向けた議論が行われています。

すなわち、

(1) 現在の「本人に代わって代理・同意を行う」モデルから、「本人の意思をできる限り引き出し、支援する」モデルへの移行。

(2) 判断能力が回復したり、支援が不要になった場合の「任意中止」ができる制度設計。(医師の意見や福祉職の報告に基づいて、家庭裁判所が柔軟に後見を終了できる制度の構築。)

(3) 財産管理のみ、医療・福祉の意思決定のみなど、ニーズに応じて選択的に後見の範囲を限定できる仕組み。

(本人の自立を妨げない設計)

今後は、

本人の「思い」「生き方」を尊重する制度にすることが一番重要なことだと思います。

以上が来年度以降に見直されれば、活用の範囲は広がるものと思います。

マガジン7月号で気になる内容、また、不明点等あれば、

お気軽にいつでも何でもお電話かメールでお問合せください。

お問い合わせの際には下記まで直接ご連絡ください。

(ラインでご質問いただければすぐに回答させていただきます)

皆様、くれぐれも熱中症にはお気をつけください！

E-mail : hrokubo@kaikei-k.com

携帯電話 : 080-5686-1211



いつでもどこでもお気軽にご相談ください！

今月の相続とお金の情報マガジン



相続とお金の情報マガジン：2025年7月号

- ◆ 数字で見る相続
成年後見申立件数
過去最多約4.2万件
- ◆ 資産安心コラム
インフレ時代に備える資産防衛
現預金リスクと分散投資戦略
- ◆ 暮らしとお金の教養講座
成年後見制度による遺産分割
知っておくべき手続きと注意点
- ◆ 相続・贈与の基礎知識
判断能力の低下前に検討したい
成年後見制度で財産を守る方法

WEBマガジン

税理士の久保です。情報マガジン7月号をお届けします。

〒141-0022 東京都品川区東五反田1-10-7 アイオス五反田705

電話番号 080-5686-1211 (代表)

FAX番号 03-6432-5713